

液化ガスばら積船における開口部の閉鎖装置及び 交通口の開口寸法に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

液化ガスばら積船における開口部の閉鎖装置及び交通口の開口寸法に関する事項

改正理由

2014 年 5 月に開催された第 93 回海上安全委員会（MSC93）において、IGC コードの全面改正が決議 MSC.370(93)として採択された。同改正により、同コード 3.2.6 規則においては、甲板倉庫等通常人がいない区域であれば、開口部に設ける閉鎖装置に内側からの操作を要求しない旨規定された。また、同コード 3.5.3 規則においては、区域内の交通経路に要求されるクリア幅等が規定された。

上記改正に関し、IACS は同コード 3.2.6 規則の適用上、閉鎖装置の内側からの操作が要求されない区域を追記する IACS 統一解釈 GC15 を 2016 年 2 月に採択した。また、同コード 3.5.3 規則の適用上、液化ガスばら積船における交通経路のクリア幅の詳細な規定は、ばら積貨物船及び油タンカーの固定点検設備に関する IACS 統一解釈 SC191 において認められる詳細要件を準用できるとした IACS 統一解釈 GC16 を 2016 年 2 月に採択した。

このため、IACS 統一解釈 GC15 及び GC16 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 閉鎖装置に内側からの操作が要求されない区域として、機関室ケーシング等を追記した。
- (2) 交通経路の開口の四すみに R（丸み）を付ける場合の詳細な要件を規定するとともに、異なる形状を採用する場合の開口形状を例示した。

改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N3.2.6, N3.5.3, 図 N3.5.3